

プロジェクト 税効果会計

項目 第 356 回企業会計基準委員会及び第 48 回専門委員会で聞かれた意見
(開示)**本資料の目的**

1. 本資料は、第 356 回企業会計基準委員会（2017 年 3 月 13 日開催）及び第 48 回税効果会計専門委員会（2017 年 3 月 9 日開催）（以下「専門委員会」という。）で議論された開示に関する検討について聞かれた主な意見をまとめたものである。

評価性引当額の内訳及び税務上の繰越欠損金の開示項目について聞かれた意見

2. 事務局より、評価性引当額の内訳及び税務上の繰越欠損金の開示項目に関する提案について説明したところ、次の意見が聞かれた。

(定性的な情報の開示の要否に関する意見)**定性的な情報の開示を不要とする意見**

- (1) 国際的な会計基準において要求されていない定性的な情報については、その有用性に関する強い根拠を示す必要があると考える。(第 356 回企業会計基準委員会)
- (2) 税務上の繰越欠損金が生じた原因について定性的な情報の開示を行ったとしても、利用者が分析する際に必要な他の情報（例えば、開示した単位の税引前当期純利益や課税所得等）が開示されていないため、定性的な情報を開示することにより利用者にとっての有用性が高まるとは考えにくい。そうであるならば、税務上の繰越欠損金の期限別の金額の注記のみ行い、「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況」等で開示されている情報をもとに分析を行うことでよいのではないか。(第 48 回専門委員会)

定性的な情報の開示を必要とする意見

- (3) 仮に会社が分析し管理している単位で評価性引当額の変動内容や税務上の繰越欠損金に関する情報を開示する場合、財務諸表を理解するうえで有用な補足情報となると考える。(第 48 回専門委員会)

(定性的な情報の開示の単位に関する意見)**開示の単位を定めない方向性に賛成する意見**

- (4) 経営者が評価性引当額の変動内容等の情報を把握している場合、当該情報は重要度が高く、利用者の関心の高いものと考えられることから、経営者が把握していると考えられる単位で開示することは一定の有用性があると考え。(第 356 回企業会計基準委員会)

- (5) 納税主体別の評価性引当額や税務上の繰越欠損金の額が開示されても、納税主体に係る将来の利益の見通しが開示されない場合、税負担率を予測することは難しいため、開示の単位を企業の自主性に任せるという提案に賛成する。(第356回企業会計基準委員会)
- (6) 開示の拡充の議論の出発点が評価性引当額の内訳が不明な点であることを踏まえると、企業が説明しやすい単位で開示を行うことによってその目的は達成可能であるため、事務局の提案に賛成する。(第356回企業会計基準委員会)
- (7) 現行において、連結会社の個社の業績は開示されていないが、自主的に重要な連結会社の個社の業績が開示されているケースが少なくない。このような情報と併せて、会社別の評価性引当額の変動や税務上の繰越欠損金の情報を分析することは極めて有用であると考え。ただし、評価性引当額の変動内容を会社別の開示とは別の方法や視点で説明し得るのであれば、会社別の開示に強く囚われるものではない。(第48回専門委員会)
- (8) 仮に評価性引当額の変動や税務上の繰越欠損金が生じた原因について会社別の開示を行う場合でも、当該会社の税引前当期純利益や課税所得は開示されていないため、利用者の分析にとって有用な情報とはならないと考える。むしろ、連結財務諸表全体における評価性引当額の要因を開示することの方が利用者にとっての理解可能性が高まるのではないか。(第48回専門委員会)。
- (9) 仮に定性的な情報を開示する場合、開示の単位は、会社の管理単位(例えば、業績管理上の単位やIR目的で設定している単位)とすべきであると考え。なお、当該単位について利用者の有用性の観点から会計基準において例示することは難しいのではないか。(第48回専門委員会)
- (10) 定性的な情報の開示の単位を会社単位として定めると個別の情報を開示することに囚われ、繰延税金資産に対する評価性引当額全体の変動を開示することに繋がらない可能性があるため、評価性引当額全体の変動の説明を求めることが望ましいと考える。(第48回専門委員会)

(定性的な情報の開示対象に関する意見)

- (11) 財務諸表を理解する上で重要な情報を開示することが注記を行う趣旨であることに鑑みると、評価性引当額の合計額の変動に係る説明を開示すれば十分であり、ある連結会社で評価性引当額が増加し、他の連結会社で評価性引当額が減少した結果、評価性引当額に変動がない場合にまで開示を求める必要はないと考える。(第48回専門委員会)

- (12) 将来減算一時差異合計に係る評価性引当額の変動額と税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額の変動額で入繰りが生じている場合、当該変動の内容を開示することに有用性はないと考える。(第48回専門委員会)
- (13) 評価性引当額が変動するパターンとして、一時差異の増減に伴い変動して繰延税金資産の計上金額が変動しないパターンと、繰延税金資産の回収可能性の判断により繰延税金資産の計上金額が変動するパターンがある。利用者に必要な情報は後者であると考えられるため、開示を求める情報について追加的な検討が必要ではないか。(第48回専門委員会)

(定性的な情報の開示の重要性に関する意見)

- (14) 評価性引当額の変動については、税負担率に与える影響が重要である場合に開示を要求する等、何に対する何の重要性がある場合に開示するのかについて明確にする必要があると考える。(第48回専門委員会)

(その他の意見)

- (15) 短期的な株価の予測及び繰延税金資産の回収可能性の不確実性に資する情報提供の観点では、現行の注記でも十分な情報提供がなされていると考える。評価性引当額の内訳の開示は反対しないが、税効果会計は利益と税金費用の関係を平準化させることを目的に行われているため、税負担率を予測する観点から評価性引当額の変動に関する定性的な情報、及び税務上の繰越欠損金の期限別の注記(定性的な情報を含む。)が必要であることについて、十分に説明されていないのではないかと考える。(第356回企業会計基準委員会)
- (16) (上記の意見に対し) 利用者が6か月後から1年後程度の株価を予測するためには、将来2年間の詳細な業績予測を行った上で、当該期間を含む将来5年間分の貸借対照表及び損益計算書を作成することが通常であり、当該分析のために必要な情報に関する議論を行っているという点は理解していただきたい。(第356回企業会計基準委員会)
- (17) 仮に税務上の繰越欠損金の期限別の注記を行ったとしても、繰延税金資産の回収可能性の不確実性の評価に当たっては、企業の収益力の開示が行わなければ有用な情報となり得ないことを踏まえると、非財務情報の開示も含めた開示制度全体を検討する必要があり、税効果会計に関する注記の枠組みだけで利用者のニーズを満たすことには限界があると考えられる。(第356回企業会計基準委員会)

税法の改正に関する影響の開示について聞かれた意見

3. 事務局より、税法の改正に関する影響の開示に関する提案について説明したところ、次の意見が聞かれた。

(開示内容に関する意見)

- (1) 当期に税法の改正が行われた場合の影響額を算出することは実務的に可能かもしれないが、決算日後に税法の改正が行われた場合に影響額を算出し開示することは、税法の複雑さを考慮すると、通常の後発事象と異なり相当のコストを要するのではないか。(第356回企業会計基準委員会)
- (2) 現行の実務では、税制改正の内容を一律に開示しているが、各企業が同じ内容の当該開示を行う必要があるのか疑問である。また、税制改正による影響額の開示については、税率差異の注記により税率への影響が開示されているほか、利用者もその他の包括利益に与える影響を重視していないことに鑑みると、別途開示を行う必要があるか疑問である。(第48回専門委員会)
- (3) 日本における税法改正については、改正された税法の名称のみ開示を求め、内容の注記を求めないこととしてはどうか。(第48回専門委員会)
- (4) 税法の制度の複雑性に鑑み、利用者の理解に資するように、少なくとも改正された税法の名称の開示は必要であり、内容の記載も求めることが望ましいと考える。(第48回専門委員会)
- (5) 在外子会社の所在地国において税法が改正された場合も、修正額を算定し開示することとなるのか。(第48回専門委員会)

(重要性の閾値を具体的に示すべきとの意見)

- (6) 利用者、作成者及び監査人の間で重要性の考え方が必ずしも一致しない状況を踏まえると、仮に重要性の閾値を具体的に示す又は重要性に関する考え方を示すことにより一定の明確化を図らない場合、開示の実務に混乱が生じるおそれがある。(第48回専門委員会)

(その他の意見)

- (7) 繰延税金資産及び繰延税金負債の重要な影響を与える税法の改正の開示が求められる場合、例示を示すことに賛成する。(第48回専門委員会)

単体開示に関して聞かれた意見

4. 事務局より、単体開示に関する提案について説明したところ、次の意見が聞かれた。

単体開示の簡素化に反対する意見

- (1) 税効果会計に関する注記は、納税主体ごとに算定されていることから、他の会計基準に関する注記よりも単体で開示することの有用性は高いことに留意すべきである。また、単体開示において一部の注記を省略する合理的な理由を見出すことは難しいと考える。(第48回専門委員会)

連結財務諸表での十分な開示の拡充が図られる場合には単体での開示を見直すべき又は見直してもよいという意見

- (2) 単体開示の簡素化は、連結での開示が十分に拡充されることが前提となるのではないか。(第356回企業会計基準委員会)
- (3) 国際的な開示動向も含めて連結ベースでの開示に向かっている状況を踏まえると、連結の開示の拡充に連動して単体の開示も自動的に拡充するのではなく、単体の開示を行う意義について十分な検討を行う必要があると考える。(第356回企業会計基準委員会)
- (4) 現行の適時開示では単体の業績予想の開示が求められていないため、単体の情報を開示すると利用者に混乱を生じさせることを懸念する。そのため、単体開示を省略し、連結での開示を十分に拡充する方が利用者にとっての便益が高いのではないか。(第356回企業会計基準委員会)
- (5) 連結での開示を十分に拡充した場合に、単体の情報も理解可能となるのであれば、単体開示の簡素化を図ることを検討してもよいのではないか。(第356回企業会計基準委員会)
- (6) 開示項目を要求事項とするか否かの会計基準の開発における判断は、一組の財務諸表としての注記の必要性の観点から検討すべきであり、開示制度の観点から検討すべきものではないと考える。単体のみ開示している企業の場合、追加的な開示項目を省略することは難しいかもしれないが、連結を開示している場合、連結の注記により利用者が単体の内容を十分に理解し得る開示が行われる場合には、他の会計基準等でも認めているように単体で注記を省略することも考えられるのではないか。(第48回専門委員会)
- (7) 連結の開示には単体の情報が含まれていることから、連結で定性的な情報も含めて十分な開示がなされている場合、単体については一定程度分析できると考えられるため、単体で重ねて開示する意義はさほどないのではないか。(第48回専門委員会)
- (8) 金融商品取引法において単体開示の簡素化が行われた時の議論は、現行の開示を削除しないことが規定されたのみであり、単体の開示を追加するかどうかの

議論には及んでいないため、必ずしも連結と単体の双方の開示を念頭に置く必要はないと考える。(第48回専門委員会)

その他の意見

- (9) 連結納税制度を採用している場合、単体開示が適切に行い得るのか整理が必要であるとする。(第48回専門委員会)

以 上